# 平成30年度 第1回天王寺区教育会議 次第

日時:平成30年9月25日(火)19時~

場所:天王寺区役所 講堂

- 1 天王寺区教育会議について
- 2 意見を聴取する項目について
- (1) 学校教育について
  - ア 校長経営戦略支援予算(区担当教育次長執行枠)
  - イ 発達障がいサポート事業
  - ウ スクールカウンセラー事業
  - エ 学校図書館の活用
- (2) 天王寺区役所主催 未来人材育成の取組み
  - ア グローバル人材育成事業(対象:小・中)
  - イ イノベーション人材育成事業(対象:中)
  - ウ 天王寺区ジュニアクラブ事業(対象:小・中・高)
  - エ 民間事業者を活用した課外学習事業(対象:中)
  - オ こどもの居場所等における学び・生活サポート事業(対象:小・中)
- (3) 防災教育について
- (4) その他

#### (配付資料)

委員名簿/意見を聴取する項目に関する資料/天王寺区教育会議開催要綱 等

# 天王寺区教育会議 委員名簿 (平成30年度)

(敬称略)

学校		
T 1X	氏 名	備考
天王寺中学校	東尾博司	
	頓名 公文	平成30年度より
夕陽丘中学校	町頭 義朗	
	藤田 真理子	
高津中学校	黒田 正博	
	原 弦史	平成30年度より
天王寺小学校	中西 律子	
	北野 比加瑠	平成30年度より
大江小学校	角野 桂治郎	
	大谷 一	平成30年度より
聖和小学校	東浦 孝次	
	下村 和人	平成30年度より
五条小学校	高添 竜二	
	樋口 麻友美	
生魂小学校	小野 陽太郎	
	東愛子	平成30年度より
桃陽小学校	服部 多嘉男	平成30年度より
	栗本 敦子	
味原小学校	岩本 成人	平成30年度より
	角谷 星子	平成30年度より
真田山小学校	楠本 治	平成30年度より
	山口 宣恭	平成30年度より
	夕陽丘中学校         高津中学校         天王寺小学校         聖和小学校         五条小学校         株陽小学校         味原小学校	夕陽丘中学校       町頭 義朗 藤田 真理子         高津中学校       黒田 正博 原 弦史         天王寺小学校       中西 律子 北野 比加瑠         大江小学校       角野 桂治郎 大谷 一 東浦 孝次 下村 和人 高添 竜二 樋口 麻友美         生魂小学校       小野 陽太郎 東 愛子 桃陽小学校 服部 多嘉男 栗本 敦子 味原小学校 岩本 成人 角谷 星子 真田山小学校 楠本 治

天王寺区役所	西山 忠邦	天王寺区担当教育次長
	吉村 悟	天王寺区担当教育部長
	北吉 秀輔	教育委員会事務局総務部 天王寺区教育担当課長
	渡邉 衞	教育委員会事務局総務部 天王寺区教育担当課長代理

# 天王寺区教育会議(教育に関する「保護者・地域住民等の意見を聴取する会議」)について

## 【目的】

各区における分権型教育行政の推進(27年度~)にあたり、区担当教育次長(区長)が、教育に関する取組みのモニタリング (状況把握・評価等)とその状況に応じたサポートに資するよう、<u>保護者・地域住民等の多様な意見・ニーズをくみとる</u>ことを目的とする。

→ 保護者・地域住民との「天王寺区教育会議」を開催

#### 【教育会議実施概要】

- ○開催回数 年2回(平成27年度より開催。今年度4年目)
- ○委員定数 22名 (学校協議会(小・中)の保護者・地域住民委員 各校2名) (委員任期2年 更新1回)
- ○主に意見を聴取する内容 第1回:**教育施策に関する方向性についての意見聴取**(9月)

第2回: 〃 実績・成果について説明、及び意見聴取(2月)

## 【天王寺区の考え方】

・区民の方々から子育て・教育に関し、ご意見を聴取しながら<u>未来を担う人材の育成につながる事業を企画・実施</u>し、また学校教育に関しては、学校での取組みを尊重しつつ、分権型教育行政の観点からサポートを行うことにより、子ども達の学校教育・学校外の社会教育の環境を整備し、「日本一の文教『都市』」をめざした人材育成の取組を推進する。

#### 【教育会議にて意見を聴取してきた項目】

- ○学校教育(校長経営戦略支援予算(区教育次長枠)、発達障がいサポート事業等 区で事業執行 又は予算措置して実施する取組み)
- ○当区主催 未来人材育成の取組み
- ・グローバル人材育成事業、イノベーション人材育成事業(キャリア教育支援)、天王寺区ジュニアクラブ事業、 民間事業者を活用した課外学習事業(「個別指導 天王寺塾」)、こどもの居場所等における学び・生活サポート事業
- ○防災教育について

#### \*これまでの主な改善点

グローバル人材育成事業について多くの子どもが参加しやすい取組みに改善、イノベーション人材育成事業の中学校との連携実施 区内全小学校へのスクールカウンセラー派遣、発達障がいサポート事業の予算増 など

#### 【今後の教育会議の方向性】

・今年度で教育会議4年任期を満了する委員もおられ、また今年度から区政会議に「子育て・教育分科会」が編成(委員9名) 次年度は小中学校協議会委員、及び区政会議子育て・教育分科会委員も含めた委員構成による会議を検討

# 校長経営戦略支援予算(区担当教育次長執行枠) (30年度予算 290万円 (29年度 290万円))

# 1 目的

分権型教育行政を施策面でも推進するため、28年度から区長(区担当教育次長)が事業を企画・立案して執行できる「校長経営戦略支援予算(区担当教育次長執行枠)」を設け、学校のニーズを踏まえた施策を各区で実施する。

#### 2 概要 (天王寺区の取組み)

学校が掲げる教育目標の中から区が重視する施策分野において、学校連携による取組みを行うことのほか、各学校が自校の特色・課題を反映させた取組みを実施する。(「日本一の文教『都市』」推進事業)

#### ○30年度の取組み

- ➤ 音楽を通じた人材育成事業【学校連携】
  - ・天王寺区小学校音楽交流会(主に5年生) [平成30年11月7日予定] 8小学校合同の音楽会を音響効果に優れたホール(クレオ大阪中央 大ホール)で実施
  - ・中高合同バリアフリーコンサート(吹奏楽部・合唱部) [平成31年2月2日予定] 校内に音楽ホール※を有する夕陽丘高校の協力を得て、中学生と高校生が合同で専門家から指導を受けるとともに、 普段なかなか演奏会に行くことができない障がい者や高齢者の方を招いて演奏会を開催

#### ※今年度は音楽ホールが改修工事中のため天王寺区民センターで開催

#### ≪昨年の様子≫



[小学校音楽交流会]



「吹奏楽教室]



「バリアフリーコンサート]

#### ➤ 外部指導者等招聘事業

- ・中学校の部活動(吹奏楽、基礎体力づくり・ペップトーク)に外部指導者を招聘
  - ▶ 高津中学校・吹奏楽指導(平成30年7~8月) 夏の吹奏楽コンクールに向けて、クラリネット・サックス・トランペット・ テューバ・打楽器の指導を実施。
- ・授業に外部講師 (ゲストティーチャー) を招聘 (夕陽丘中、高津中、桃陽小)
  - ➤ 高津中学校・思春期教育(平成30年6月25日、7月6日・3年生対象) 聖バルナバ病院の助産師から「男女の性とその違い」や「生命の誕生の 仕組み」について、体験も交え(右写真)学習。

#### ➤ 学校教育環境向上事業

- ・学校図書館の充実 読書活動の充実を目指し、学校図書館や図書コーナーの書籍を購入(味原小) 図書館蔵書のパソコンによるデータベース管理(夕陽丘中)
- ・ICT教育の充実 教室へのプロジェクター設置(天王寺中・五条小) ICT機器(大型テレビ、書画カメラ、ノートPC)の購入(天王寺小・真田山小)
- ・学力・体力向上等にかかる環境整備 体育用品(天王寺小・桃陽小)、理科指導教材(大江小)の購入 校内の児童の様子を職員室から確認できる校内カメラを増設(聖和小・生魂小)

## 4 学校からの意見

- ・学校としても予算に限りがあるので、区から支援があるのはありがたい。
- ・社会で活躍されている方から話を聞いたり、指導を受けたりすることは児童生徒にとって貴重な経験になる。

## 5 当区の考え方

予算は限られているが、学校や児童・生徒の満足度の高い取組みが実施できており、今後とも本予算(市教委予算)を活用して、学校連携の取組みや、学校の特色づくりに向けた取組みを実施していく。



[思春期教室]



[日除けテント(天王寺小)]



「校内カメラ(生魂小)]

# 発達障がいサポート事業(市全体での取組み) (30年度予算 312万円 (29年度 287万円))

#### 1 目的

地域の有能な人材を活用し、小中学校に在籍する発達障がい等のある児童生徒の学校生活において、社会性や対人関係への適応に向けたサポートを行う。

# 2 概要

発達障がい等のある児童生徒の支援に知識と経験がある者(大学生、元教員、福祉施設での勤務経験者等)を学校が人選し、 区役所で「発達障がいサポーター」として雇用し、学校へ配置する。

## 3 発達障がいサポーターについて

職務内容:行動面等で著しく困難を示している発達障がい等のある児童生徒の活動を支援するため授業外・放課後の校内活動

支援、遠足等の校外学習支援を行う。(授業時は主に「特別支援教育サポーター※」が支援)

報酬等:1時間920円、原則3時間以内/日(遠足等の郊外活動等、週15時間以内で1日の時間延長は可)

(※市教委が各学校に複数名配置し、授業中の特別支援教育をサポート)

## 4 30年度状況(7月まで)(括弧内 29年度実績)

小学校 236日・842時間 (7月まで242日・731時間 / 年間852日・2,514時間) 中学校 29日・123時間 (7月まで 33日・97時間 / 年間84日・ 312時間)

(30年度予算 小中で3,000時間想定)

#### 5 活動事例

校内及び遠足、運動会等、校外活動における児童・生徒の状況に合わせた見守り・サポート

## 6 学校からの意見等

- ・児童・生徒の状況(集中力がない、日常生活に支障等)に合わせてサポートを受けており、有効に活用している。
- ・泊行事にも活用できるようにしてほしい。

## 7 当区の考え方

- ・30年度に向けた改善点:①校外活動における入場料等の支出(4月~) ②泊行事への同行(10月~予定)
- ・特別支援教育サポーターの報酬単価や、学校における活用状況を把握しながら、引き続き予算確保を行っていく。

# スクールカウンセラー事業 (こども青少年局事業) (30年度区CM予算 588万円 (29年度 392万円))

1 目的

いじめ・不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決

2 概要

中学校等にスクールカウンセラーを配置し、地域内の幼児から高校生までの本人・保護者等へのカウンセリングを行う。

3 スクールカウンセラーについて

業務内容:不登校・いじめ等における心理に係る専門的知識・経験に基づく相談業務

配置状况:中学校 週1日配置

小学校 各中学校下ごとに週1日配置(各校2~3週ごとに1日配置)

勤務時間:午前10時~午後4時45分(6時間)(年間35週)

相談時間:1回1時間以內

相談件数:中学校 4.5回(小学校 4回)/日以内

申込方法:中学校保護者・生徒は当該中学校に、他の学校園の保護者・児童は在籍学校園を通じて校下中学校に申込み。

(学校園を経由した申込みを希望しない場合は教育相談窓口へ電話することもできる。)

#### 4 相談実績等

30年度7月末まで60件(延べ302回) (29年度相談件数 111件(延べ967回) うち解決改善件数 68件(61.3%))

▶ 配置状況:天王寺中(火曜)、夕陽丘中(月曜)、高津中(水曜)

天王寺・大江・聖和小(金曜)、五条・生魂・桃陽小(木曜)、味原・真田山小(月曜)※下線は30年度新規

- 5 学校からの意見等 (新規派遣小学校)
  - ・カウンセリング及び空き時間は教室を回って児童の様子を見てもらっている。
  - ・保護者にもカウンセリングを受けてもらっている。カウンセリング後の教員への状況報告も丁寧にしてくれている。

## 6 当区の考え方

学校における活用状況を把握しながら、引き続き実施していく。

# 学校図書館の活用(教育委員会事務局事業)(30年度市教委事務局予算(24区)208百万円(29年度 228百万円))

# 1 目的

読書活動は、学力・知識の基盤となる言語力の向上に寄与するとともに、学力とも相関するものであり、教員を補助する人材を配置 し、開館回数増、読書環境の整備を目指す。

#### 2 概要

学校図書館補助員を配置し、小学校で週平均約4.5回、中学校で平均約5.5回(27年10月配置前)の学校図書館の開館回数の増 (週7回開館目標)、及び魅力ある学校図書館づくりを行う。

# 3 学校図書館補助員について

職務内容:1人あたり2~3校を担当し、学校図書館の開館、貸出業務、環境整備等を行う。

(学校図書館コーディネーター(天王寺図書館勤務)が適宜学校を巡回)

勤務時間:1日6時間(各校週1日)

## 4 天王寺区の状況について

(1) 開館回数(始業前・2~3限目で15分以上の休憩・昼休み・放課後のうち開館されている回数)

小学校 6.5回(配置前)  $\rightarrow$  10.6 回(30年8月) 中学校 5.0回(配置前)  $\rightarrow$  8.3 回( " )

(2) 学校図書館補助員の配置 ※当区は5名の補助員が交代で11校に勤務している。

補助員①(聖和小休・真田山小金)、補助員②(生魂小火・五条小水・桃陽小金)、

補助員③ (大江小川・天王寺小)、補助員④ (夕陽丘中水・天王寺中(水)、補助員⑤ (高津中火・味原小(水))

(3)活動事例

特別支援・人権コーナーの設置、読書習慣に合わせ読書の木活動、多読者の表彰 など

# 5 図書館コーディネーター意見等

補助員と相談しながら、児童生徒が積極的に図書に関われるようゲーム等の取組みも進めている。

## 6 当区の考え方

- ・開館回数にかかる市の目標(28年度 平均週7回開館 → 29年度 各校週7回開館)は、当区は既に達成している。
- ・校長経営戦略支援予算等を活用し、学校図書館にかかる学校からのニーズに対応し、図書館の活性化をサポートする。

グローバル人材育成事業 【対象:小·中学生】(30年度予算 234万円(29年度 300万円)) (天干寺区「多文化・国際理解教室」)

#### 1 目的

これからのグローバル社会で生きていく力を養うには、低年齢期に、海外の文化・行動様式に対する理解を深めるとともに、文化や価 値観も異なる外国人に対し、英語をお互いの共通語として積極的にコミュニケーションを行う体験を積むことが重要である。この事業を つうじて、国際理解を深めるとともに、外国人とのコミュニケーション力を高め、英語を国際共通語として意欲的に海外に挑戦し活躍で きる人材の育成を図る。

# 2 実施概要

対 象:区内在住の小中学生

定 員:計100人(「小学校低学年」「小学校高学年及び中学生」各50人)

日 時:計4回(①10月13日(十)、②11月18日(日)、③12月9日(日)、④1月14日(月·祝))

時 間:1回150分間(小学校低学年9:30~12:00、小学校高学年及び中学生13:30~16:00)

内 容:各回とも国際理解プログラム、及び英語交流プログラムを実施

(小学校低学年テーマ)

(小学校高学年・中学生テーマ)

第1回 あいさつから多文化理解

あいさつから多文化理解

第2回 世界のあいさつ

世界の食文化

第3回 世界の食文化

世界の子どもの一日

第4回 体を動かしながら英語を学ぼう 気持ちを伝えよう!

事業者: (公財) 大阪国際交流センター

「昨年の英語体験活動の様子]

# 3 目標・達成状況

・参加者の満足度 90%以上 ※H29達成状況 英語体験活動(小学生) 93%、英対話講座(中学生) 78%

# 4 昨年度からの変更点

大阪市では小学校1年生からの英語活動がスタートしていることから、本事業では ①留学生など多くの外国人とコミュニケーション できるプログラムに加え、②多文化理解など国際理解を深めるプログラムを付加して実施する。

**イノベーション人材育成事業** 【対象:中学生】(30年度予算 27万円(29年度 62万円))

(中学校のキャリア教育支援)

#### 1 目的

仕事について実践的に考え体験する機会を中学生に提供し、未来の大阪・日本においてイノベーション(新たな仕事をつくりだす、 今ある仕事を変革させる等)を起こせる人材の育成をめざす。

## 2 実施概要

「職業講話への講師派遣」平成30年6月30日 天王寺中学校 土曜授業「職業講話」(対象 2年生)

内容:10業種の講話から自分の興味がある2講話を受講。区役所からは3講話の講師を紹介

- ・マッスル株式会社(ロボット産業)
- ・THE PAGE大阪編集部(ヤフー株式会社 大阪オフィス)
- ・ことのは法律事務所(弁護士)

感想:今回の職業講話は、自分の将来を考えるうえで参考になりましたか?

⇒ はい 79.4%…様々な仕事の話を聞けて将来の夢の選択肢が増えた

職業というものは厳しく堅苦しいイメージだったが、講師の先生の

おかげで楽しそうだと思えるようになった

いいえ 2.9%…将来何をするか決めているから どちらでもない 17.6%…将来の夢が決まっていないから

「職業体験先の紹介」 これまでのインターンシップ先やテンサポ (天王寺区サポーター制度)

登録事業所を中学校で実施している職業体験先として紹介

「企業家ミュージアム」 公立中学校生徒が企業家ミュージアムなどの施設を訪問する交通費を支援

## 3 目標

自分の将来に役立つと感じる参加者の割合 90%以上

# 4 30年度の方向性

これまでの4年間実施してきたインターンシップやテンサポ(天王寺区サポーター制度)のネットワークを生かして、中学校で実施しているキャリア教育を支援する。



「職業講話の様子〕

天王寺区ジュニアクラブ事業 【対象:小4~中·高校生】(30年度予算 30万円(29年度 33万円))

#### 1 目的

「やさしく思いやりのある青少年の健全育成」とともに「将来の地域活動を担う人材の育成」をめざして、平成19年度より実施。

#### 2 実施概要

学校・地域との協働により、地域行事へのボランティア参加や施設見学・体験を行う。(年5回程度)

[30年取組み] 大阪国際交流センターで留学生と世界の楽器で交流 (1月28日) 参加者 35人 うえしおキンダースクールで未就学児との世代間交流 (3月3日) 参加者 23人 天王寺の文化にふれよう!~生國魂神社で落語体験~(6月10日) 参加者 24人 環境科学研究センターで外来生物など環境学習 (8月21日) 参加者 24人

※今後 クリスマスフェスタへの参加、留学生との国際交流、消防署での防災・救急体験を予定

[30年度会員] 90人(うち小学生43人) (30年度新規会員 11人) ※30年9月現在

# 3 参加者の主な意見

- (1月) 外国の意外な文化が知れた/外国に行ったことがないけど、色々な話を聞いてとても勉強になった/ 色々な楽器を知れて、弾けたのでよかった/外国の人たちと話せてよかった
- (3月) 小さいころを思い出して楽しかった/保育園の子どもたちに優しくできた
- (6月) 落語を生で初めて聞いてとても面白かった/落語の体験が楽しかった/ 生國魂神社の古くからの歴史について知ることができた
- (8月) 外来カメの見分け方がよく分かった/外来生物が起こす問題のことが分かった/研究している場所が見られてよかった/いろいろな機械を見ることができ、 勉強になった/食べ物の安全のお話が面白かった/ 家族が農薬を気にしていたので教えてあげたい



#### 4 当区の考え方

- 「将来の地域活動を担う人材の育成」は重要であり、学校と連携して参加者の募集をしていく。
- ・活動内容について、ジュニアクラブ会員や地域の方のご意見を聞きながら、1年で幅広い活動を体験できるよう取り組む。

# 民間事業者を活用した中学生学習支援事業【対象:中学生】(30年度予算 11万円(29年度 17万円))

## 1 目的

中学生の基礎学力の向上・学習習慣の形成を図るため、各区で民間事業者を活用した課外学習事業を実施。 当区は「個別指導 天王寺塾」として、区民センターを会場に29年8月から開講(30年4月から子ども子育てプラザでも開講)

2 実施概要 (30年度受託事業者: 家庭教師のトライ)

対 象:区内在住の中学生

場 所: ④夕陽丘教室 (天王寺区民センター) 月・木 18:00~/19:15~

(B)味原教室(子ども・子育てプラザ) 火・金 17:50~/19:05~

回 数:週2回(1日2講座 生徒はいずれか希望の時間帯を選択)

時 間:1回70分間 【授業の流れ】①前回の確認・復習テスト(20分間)

②新しい単元の学習(40分間)

③まとめ・自宅学習の指示(10分間)

受講料:月10,000円(塾代助成カード使用可)

※塾代助成カード:学習塾などで月1万円まで利用できるカード(所得制限あり)

#### 3 実施状況

9月現在参加生徒25名(延べ30名)(夕陽丘教室16名、味原教室9名)

# 4 参加生徒の主な意見

- ・参加して勉強がよく分かるようになった 4名、少し分かるようになった 10名、あまり変わらない 3名、全く変わらない1名
- ・先生が優しく分からないところを質問しやすい/テキストがわかりやすい/ 「自分にはできない」と思わせるようなことを言わないのでやる気につながる/ 授業料を気にして今まで塾に行っていなかったが、この塾に出会えてよかった

#### 5 当区の考え方

・基礎学力向上の機会として、必要な生徒に利用してもらえるよう適宜周知を行う。



# こどもの居場所等における学び・生活サポート事業(こどもの貧困対策関連事業)【対象:小・中学生】

(30年度予算 101万円 新規)

# 1 目的

民間による「こどもの居場所」づくりと連携して、居場所での学習支援・生活相談に応じるサポーターの活動を 支援することにより、課題を抱える児童・生徒の学習習慣の定着と精神面のケアにつなげる。

# 2 民生委員など子どもに関わる関係者の意見

- ・子どもが立寄って過ごせる居場所が必要
- ・居場所として子ども子育てプラザがあるが、区の南の方の子どもは行きにくい

# 3 事業概要

- ・居場所における「学び・生活サポーター」の派遣 (上限250日(週5日・50週)・1日4時間相当)
- ・「学び・生活サポーター」は、こどもの学習指導・精神面の支援に関し知識・経験のある者 (大学生、元教員、福祉施設での活動経験者等)

# 4 区内のこどもの居場所(7月~)

- (1) 啓林館Tomorrowサポート教室(大道4丁目) 第2・4水曜 17:00~20:00
- (2) 寺田町ジオラマこども喫茶(寺田町2丁目) 月~金曜 18:00~21:00
- (3) 上本町こどもの居場所(上本町7丁目) 第2・4日曜 13:00~16:00
- (参考) 天王寺区子ども子育てプラザ(味原町) 【本市施設】





「啓林館Tomorrowサポート教室]

# 5 当区の考え方

・実施にあたっては、見守りや学習支援のニーズを把握するとともに、地域の方や区福祉部門と連携し、 必要とする人に情報が届くよう留意し実施する。

# 防災教育の取組みについて

# 1 各校の防災教育の取組みへの協力

学校が実施する児童・生徒を対象にした防災教育に協力

(取組内容) 防災クイズ、非常食の試食、紙皿・紙スリッパづくり、備蓄物資の紹介、防災講話(中学生対象) など

#### 平成30年度

#### 実績

聖和小・真田山小 (6月)

#### 実施予定

五条小 (9月 校庭キャンプ)

大江小·生魂小(10月)

夕陽丘中(11月)

天王寺小·桃陽小(1月)

高津中(3月)



[防災講話(天王寺中学校)]



[紙スリッパづくり(聖和小学校)]

# 2 地域での防災の取組みへの協力

地域の防災関係行事(子ども向け行事):聖和防災ふぇすた(10月)

避難所開設・運営訓練: 桃丘地域(11月)

その他、各地域で実施する防災訓練

# その他

#### 天王寺区教育会議開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育委員会事務局天王寺区担当教育次長(以下「区担当教育次長」という。)が、その所管に属する教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業(天王寺区長又は天王寺区シティ・マネージャーの所管に属する施策及び事業で、区担当教育次長の所管に属する施策及び事業と関連するものを含む。以下「所管施策等」という。)について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くための会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (区政会議との関係)

第2条 区担当教育次長は、必要に応じ、会議において所管施策等に関する区政会議の委員 の意見を報告し、又は会議における意見を区政会議において報告するなど、双方の会議に おける意見が相互に議論に反映されるよう配慮するものとする。

#### (委員)

- 第3条 天王寺区教育会議委員は、会議において所管施策等に関して意見を述べるものとする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから区担当教育次長が選定する。
  - (1) 保護者(大阪市立学校設置条例(昭和39年大阪市条例第57号)に規定する本区の区域内に存する小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の親権を行う者をいう。)
  - (2) 地域住民(本区の区域内に住所を有する者をいう。)
  - (3) 教育の振興に関する識見を有する者その他区担当教育次長が適当と認める者
- 3 委員の選定方法は、区担当教育次長が別に定める。なお、委員の選定に当たっては、学校協議会(大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号)第9条第1項の規定により設置される協議会をいう。)の委員など、本区における教育の振興に識見を有する人材を含めるものとする。
- 4 委員の定数は、22人とする。
- 5 委員の任期 (第1項の規定により業務を委託する期間をいう。以下同じ。)は、2年とする。 ただし、他の委員の任期中に新たに選定される委員の任期は、他の委員の残任期間とする。
- 6 委員は、連続して3回以上選定されることができない。
- 7 委員には、報奨金その他の業務の対価を支払わないものとする。
- 8 区担当教育次長は、次のいずれかに該当することとなったときは、委員としての業務の 委託を解除することができるものとする。
  - (1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができないと区担当教育次長が認めるとき
  - (2) 委員が会議の場において又は委員の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき
    - ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為
    - イ 署名運動

- ウ 寄付金その他の金品の募集又は配布
- エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場 の施設の利用
- オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、 えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布
- (3) 第1項第1号及び第2号の規定により選定された委員が、本区民でなくなったとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区担当教育次長が認めるとき

#### (委員の意見を求める事項)

- 第4条 区担当教育次長が会議において委員の意見を求める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 所管施策等に関する計画及び方針に関する事項
  - (2) 所管施策等のうち主なものの実績及び成果の評価に関する事項
  - (3) 上記のほか、区担当教育次長が、所管施策等に関し必要と認める事項
- 2 区担当教育次長は、委員からの意見聴取の参考とするため、委員の意見を求める事項に 識見の豊富な者を、関係人として出席を求めることができる。

#### (招集)

- 第5条 会議は、区担当教育次長が招集する。
- 2 区担当教育次長は、各年度において、少なくとも2回会議を開催するものとする。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、公開で行う。ただし、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号) 第7条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著し く阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

#### (会議内容の公表)

- 第7条 区担当教育次長は、会議の開催の都度、議事要旨を作成し、教育長に報告するとと もに、ホームページに公表しなければならない。
- 2 前項の議事要旨には、次に掲げる事項を記載し、会議において配布された資料(以下「配布資料」という。)を添付するものとする。ただし、前条の規定により会議が公開されなかったものについては、記載又は添付をしないものとする。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席した者の氏名
  - (3) 委員に意見を求めた事項及びその意見の内容

#### (庶務等)

- 第8条 会議の庶務は、天王寺区教育担当課長及びその所属員が処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、委員に意見を求めたうえで、 区担当教育次長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。